

平成七年一月二八日  
判決言渡  
右同日  
判決原本交付  
裁判所書記官  
永井眞一

平成七年(レ)第五二号債務不存在確認請求控訴事件

判決

広島市安佐南区

控訴人

A

右訴訟代理人弁護士 板根富規

広島市西区観音町一五番三五・二〇二号

被控訴人 スマイルこと

平山郁子

右訴訟代理人弁護士 西本克命

主文

一 原判決を取り消す。

二 平成六年七月ころ、控訴人被控訴人間で締結された B の被控訴人に対する平成五年一月一三日付金四五万円の貸金債務についての連帯保証契約に基づく控訴人の被控訴人に対する金三五万〇五〇〇円の連帯保証債務が存在しないことを確認する。

三 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事実

第一 当事者の求めた裁判

一 控訴の趣旨

主文同旨

二 控訴の趣旨に対する答弁

1 本件控訴を棄却する。



2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 被控訴人は、控訴人に対し、控訴人の母である

**B**

(以下「**B**

」という。)の被控訴人に対する平成五年一月一三日付金四五万円の貸金債務について、平成六年七月初、控訴人被控訴人間で締結された連帯保証契約(以下「本件連帯保証契約」という。)に基づく金三五万〇五〇〇円の連帯保証債務(以下「本件連帯保証債務」という。)が存在すると主張している。

2 しかし、本件連帯保証債務は存在しないので、控訴人は、本件連帯保証債務の不存在の確認を求めらる。

二 請求原因に対する認否

認める。

三 被控訴人の主張

1 平成五年一月一三日、被控訴人は、**B** に対し、金四五万円を貸し付けらる。

2 被控訴人と、控訴人は、平成六年七月二六日、右貸付けについて控訴人が連帯保証する旨約した。

四 被控訴人の主張に対する控訴人の認否  
認める。

五 控訴人の主張

1 保証意思の不存在



控訴人は、被控訴人従業員中村寿孝及び渡辺広信（以下、「中村ら」という。）が **B** に対して、後記2のとおり of 激しい取立行為を行っていたことから、二人の取立行為を止めさせ、かつ、帰ってもらう意思で書面（被控訴人により予め書式化されていた保証契約書）に署名したものであり、さらに、署名当時、右書面には正確な金額も記載されていなかったものである。

したがって、控訴人は保証内容を確定できず、かつ、保証意思を有しなかったものと言うべきであるから、本件連帯保証契約は無効である。

## 2 公序良俗違反による無効

### (一) 被控訴人の従業員の取立行為

平成六年七月二〇日又は二一日の午後八時ころ、中村らは、 **B** に

対する貸金の取立てのため、 **B** のアパートを訪問し、アパートの玄関先で、ドアを開けたまま、大声で、「今まで滞っているから、今日は何とか払ってもらいたい。今日は必ず払ってもらいたい。」などと要求した。これに対して、紀美子は、「お金がないので払えません。もう少し待って下さい。」などと、支払いの猶予を懇願した。しかし、中村らは、「いつも払う払うと言ってばかりなので、今日は少しでも入れてくれないと自分たちも帰れない。」、「今住んでいるマンションの人に一軒ずつ借りて回ったらいい。」、「フレスタに行つて借りてきたらいいだろう。」、「夫の会社に行つて借りてもらえ。」、「主人に保証人になつてもらつてくれ。」などと到底不可能なことを要求し続けた。中村らは、一時間近くに渡つて、 **B** に対して、大声で、かつ玄関ドアを



開けたまま、アパートの他の住人に聞こえるように、執拗に貸金の返済と、保証人を付けることを要求し続けた。この間、控訴人は玄関隣の部屋で B、中村ら三人のやりとりを聞いており、嫌な気持ちで、二人に何とか早く帰って欲しいと願っていた。ところが、B は二人の要求を拒み切れなかったことから、控訴人に対して、保証人となることを依頼した。控訴人は、一旦は保証人になることを拒否したが、中村らの執拗な取立てが続き、控訴人が保証人になることを承諾する以外に中村らを帰らせる方法がないと思ったことから、保証人となることを承諾し、乙第一号証の債務連帯保証承諾書に署名押印した。その結果、中村らはようやく B 宅から帰ったが、来訪からおよそ一時間以上二時間近くが経過していた。

## (二) 取立行為の違法性

中村らの前記のような取立行為は、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）二一条並びに大蔵省銀行局長通達に違反するものであり、取立行為そのものが公の秩序・善良の風俗に違反するものである。

前記取立行為の中で特に悪質なのは、①玄関ドアを開けたままであること、②大声であること、③マンションの住人一軒ずつに借りて回れと要求していること（これは住居の平穩を害し、かつ、住居に住めなくする危険性が高い。）、④保証人を要求していることである。

公序良俗違反の取立行為によって債務を負担させられた場合には、負担させられた債務そのものを公序良俗違反により無効とするか、かかる債権を有効として主張すること自体を公序良俗違反として許されないも



のとすべきか又は取立行為が公序良俗違反として債務が発生しないとすべきである。

(三) このような観点から、本件連帯保証契約は、公序良俗に違反し、民法九〇条により無効である。

3 強迫による取消し、その一（中村らの強迫）

中村らは **B** に対して、大声で、時に激しい口調で、執拗かつ長時間にわたり貸金の返済を請求した。しかもそれは、午後九時を過ぎていたこと、保証人の要求をしたこと、暴力的な態度であったこと、大声をあげたり、乱暴な言葉を使ったことなど、貸金業法二一条及び大蔵省銀行局長通達に違反する方法であった。

このような **B** に対する要求は脅迫であり、同時に隣の部屋にいた控

訴人に対する強迫でもあった。このような強迫行為により、控訴人は、**B** の債務について保証せざるを得なくなった。

控訴人は、本訴状をもって本件連帯保証契約を強迫を理由として取り消す旨意思表示した。

4 強迫による取消し、その二（**B** の強迫）

前記のとおり、中村らは、**B** に対して、貸金業法二一条等に違反する態様で貸金の返済を請求した。

中村ら二人の強迫行為は、控訴人に対して、**B** の債務につき保証させることを目的としていたことから、**B** は止むなく、中村ら二人の強迫文言を聞いていた控訴人に対し、二人の強迫文言を利用し、控訴人に対して、控訴人が保証人とならなければ二人は絶対に帰らない旨強迫した。

その為、控訴人は畏怖し、止むなく、**B** の保証人となることを承諾した。  
控訴人は、平成八年九月二四日の控訴審第五回口頭弁論期日において、  
本件連帯保証契約を第三者による強迫を理由として取り消す旨意思表示し  
た。

控訴人は、民法九六条二項により、右取消しをもって被控訴人に対抗で  
きるものである。

#### 六 控訴人の主張に対する被控訴人の認否

被控訴人の主張にかかる事実はいずれも否認し、主張は争う。

なお、控訴人は、本件連帯保証契約は中村らの強迫によるものであるから取  
り消す旨主張するが、控訴人に保証人になってほしいと頼んだのは **B** であ  
り、中村らは控訴人に直接保証を依頼しておらず、ましてや脅迫的言辞など用

いていない。

#### 第三 証拠関係

本件訴訟記録中の書証目録及び証人等目録の記載を引用する。

#### 理 由

一 請求原因及び被控訴人の主張は当事者間に争いが無い。

二 控訴人の主張について

1 被控訴人従業員による取立行為等

いずれも成立に争いのない甲第一号証、第七号証、第九号証及び乙第二号証、  
原告の署名、押印、住所、「**B**」、「**ア**」、「平成6年8月27日」毎月27  
日に15000づつ入金します。」という部分については成立に争いがなく、  
その余の部分については弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる

乙第一号証、証人 B 及び証人中村寿孝の証言並びに原審及び当審における控訴人本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

(一) B は、控訴人の実母であり、スーパーマーケットで稼働していたが、平成五年一月一三日、被控訴人より生活費等に充てるため金四五万円を年約四〇パーセントの高利で、毎月金三万一五〇〇円を返済する約定の下に借り入れた。B は、他にも複数の借入れがあり、平成六年七月中旬の時点では、それら借入れの総額は約金三〇〇万円に上り、B の返済能力を大きく超えるものとなっており、B は事実上破産状態であった。なお、当時、控訴人は、B と養父 とともに、アパート(三階建て又は四階建てで総戸数二〇戸)に居住していた。

(二) 平成六年一月ころより、B の被控訴人に対する支払いが遅延するようになった為、被控訴人の従業員である中村らは、B の自宅や勤務先であるスーパーマーケットに架電して督促するなどしたが、B がまったく支払いをしないことから、度々、B の自宅に取立てに行くようになった。

(三) 中村らは B に対して、保証人を付けるように要求し、保証人として、B の実の妹、次いで当時の B の夫をあげたが、二人とも B が既に事実上破産状態であることから、保証人となることを拒絶した為、B は中村らに対して、そのことを伝えていた。

(四) 中村らは、平成六年七月中旬ころまでに、三回以上 B 宅に督促のため  
に赴いていたが、さらに、同月中旬ころの午後八時ころ、B 宅に督促



に行った。

(五) 中村らは、アパートの玄関先で、ドアを開けたまま、大声で、「今まで滞っているから、今日は何とか払ってもらいたい。今日は必ず払ってもらいたい。」などと貸金の返済を要求したが、**B** は、「お金がないので払えません。もう少し待って下さい。」などと、支払いの猶予を懇願した。

(六) しかし、中村らは、「いつも払う払うと言ってばかりなので、今日は少しでも入れてくれないと自分たちも帰れない。」、「今住んでいるマンションの人に一軒ずつ借りて回ったらいい。」、「フレスタに行つて借りてきたらいいだろう。」、「夫の会社に行つて借りてもらえ。」、「息子がいるだろう。息子に保証人になつてもらつてくれ。」、「主人に保証人になつてもらつてくれ。」などと言ひ、貸金の返済及び保証人を付けることを

約一時間にわたり執拗に要求し続けた。

当時、二〇歳になつたばかりで無職であり、就職先が決まりかけていた状態であつた控訴人は、玄関隣の部屋で **B** と中村らとのやりとりを聞いており、二人に何とか早く帰つて欲しいと願つていた。

(七) **B** は、中村らがいつまでも帰らず、その要求を拒み切れなかつたことから、控訴人に対して、保証人になつてくれるように依頼した。控訴人は、一旦は保証人になることを拒否したが、中村らの執拗な取立てが続き、控訴人が承諾する以外に二人を帰らせる方法がないと思つたことから、保証人となることを承諾した。

そして、玄関で二人が出した書類（乙第一号証の債務連帯保証承諾書の書式）に、住所、氏名、「**B**」、「平成6年8月27日〜毎月2



7日に15000づつ入金します。」という文字を書き入れ、「  
」と  
刻印された **B** の印を借りて押捺した。

(ハ) その後、被控訴人から控訴人に対して、度々、催促の電話があり、平成六年一月二十九日には、被控訴人の従業員が会社に来たので、控訴人はやむを得ず、玄関先で金一万五〇〇〇円を支払った。

**B** は、平成七年一月二四日、破産宣告を受け、同日、破産手続は廃止され、その後、同年八月三〇日、免責決定を受けた。

## 2 控訴人の保証意思について

控訴人は、中村らが **B** に対して、激しい取立行為を行っていたことから、二人の取立行為を止めさせ、かつ、帰ってもらう意思で被控訴人により予め書式化されていた保証契約書に署名したものであり、保証意思を有しなかった旨

主張するが、前認定のとおり、控訴人は書面の内容を十分認識した上で、乙第一号証の債務連帯保証承諾書に署名、押印しているのであるから、たとえそれが被控訴人従業員を帰らせるためであったとしても、保証意思がなかったものとはいえない。

また、控訴人は、控訴人の署名当時、乙第一号証には主債務の金額等について正確な金額が記載されていなかった旨主張し、控訴人もそれに沿う供述をする。しかし、証人中村寿孝の証言及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は **B** が被控訴人に対して負っている主債務の内容を了解した上で、署名等をしたものであることは明らかであるから、右控訴人の主張は理由がない。

## 3 公序良俗違反について

(ハ) 貸金業法二二条一項は、「貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく



債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。」と定めている。

被控訴人の従業員である中村らの控訴人方アパートに訪れてした取立行為が、直ちに **B** を威圧し又は畏怖させるようなものであったということとはできない。

しかし、当時、**B** は多くのいわゆるサラ金から金を借りて破産状態にあったもので、**B** は中村らに対し、その旨を説明して本件貸金について支払いの目処が立たないことを明確に告げたものであり、また、特にそれが虚偽であり、債務者として不誠実な態度と受取られてもやむを得な

いような事情も窺えなかったものである。

したがって、中村らが **B** 方に留まって返済の要求を続けても、それ以上事態が進展するはずもないものであり、被控訴人が誠実な貸金業者であろうとする限りは、それ以上そこに留まることなく退去し、その後時期を見計らって紀美子に連絡して事情を聞いて回収の可能性を探り、また、場合によっては、支払命令の申立て等により債務名義を取得して、強制執行や税務上の損金処理に備える等のことをするのが相当な態度であったというべきである。

また、控訴人は、本件貸金に係る利息は年約四〇パーセントという高利であり、被控訴人は、他の者に対する貸付けについても同様な高利を付していると認められるが、これは借主の多くが確実な物的担保もなく、銀行

等から借入れを受けることができない庶民又は零細な事業者であり、貸倒れも多く予想されるからであろう。したがって、借主が支払不能となった場合、回収の方法も自ずから節度が要求されるものであり、法的手段に訴えるは格別、破産状態にあるとして支払不能を訴えている者に対し、第三者を保証人として付けることや（これは、第三者をして即支払いをさせるに等しい。）あるいは他から借金を肩代りさせるに等しい。）は、一応提案して借主に考慮を求めるというのであれば格別、借主からそれらは絶対に不可能であるとして拒否されたにもかかわらず、なおも、執拗にこれを要求し続けることは厳に慎むべきことである。

右の諸点に照らせば、中村らが、総戸数二〇戸程度の小さなアパートの控訴人方部屋の玄関先において、長時間にわたり、「少しでも支払ってもらわないと帰れない。」「保証人をつける。」などと **B** が不可能として拒否しているにもかかわらず、長時間にわたり、支払いや保証人を付けることを要求し続けたことは、貸金業法二一条に違反するものと評せざるをえない。

(二) これに対し、控訴人は、玄関の隣の部屋で、中村らが **B** に対して強硬に支払い等の要求をしているのを一部始終聞いており、アパートの他の住人の手前もあり、早く帰ってほしいとそれだけを願っていたものである。

**B** も中村らがどうしても帰ろうとしないため、やむを得ず、母親としては最も辛い選択であろうが、二〇歳になったばかりで、就職も決まりかけていたにすぎない控訴人に保証人となることを依頼し、控訴人も、中



村らを早く帰らせて **B** を窮状から救いたい一心でこれを承諾し、中村らが常時携帯していたという「債務連帯保証承諾書」と題する書面に署名押印するなどして、本件貸金について連帯保証して支払う旨の書面（乙第一号証）を作成したものである。

本件貸金は、**B** や控訴人らの生活費に充てられたものではあるが、そうだからといって、借入時には未成年であった控訴人が法的には勿論、道義的にも本件貸金について責任を負うべきであるということにはならないのは明らかであり、被控訴人は、**B** の資力のみを当てにして金を貸したのであって、**B** が支払不能状態となれば、本件貸金は貸倒れとなっても本来やむをえないものである（そのような危険があるからこそ、被控訴人は高い金利を付しているのである。）。

このように、本件連帯保証は本件貸金後の事後的な保証であって、また、当時、**B** は自己破産の道しか残されていなかったのであるから、直ちに保証債務の履行を請求されることは確実であり、かつ、求償債務の満足は全く期待できないという控訴人に一方的に不利益となる契約である。そのような保証も、熟慮の上、自由な意思のもとになされたのであれば、法的に瑕疵のないものとして、その履行を義務づけられてもやむをえないものであるが、本件の場合、中村らが **B** に対する違法な取立行為に及ぶ中、控訴人は、中村らがいつまでも帰らないことに困惑して、やむをえず保証したものであるから、その後、控訴人が納得の上で保証債務を履行するは格別、被控訴人が控訴人の意思に反して、その履行を請求するがごときは到底許されることではないというべきである。



(三) 以上のとおり、中村らの B に対する取立行為の態様や控訴人が本件連帯保証をするに至った経緯に照らせば、控訴人が既に支払った分が被控訴人の不当利得となるか否かはともかくとして、被控訴人が控訴人に対して本件保証債務の履行義務があるとして履行を請求することは権利の濫用というべきであり、控訴人は被控訴人に対して本件保証債務の履行義務を負わないものと解するのが相当である。

控訴人は、本件連帯保証契約を公序良俗に反して無効である旨主張するが、その言わんとするところは、以上と同じところにあると思料される。

### 三 結論

よって、本件連帯保証債務の不存在の確認を求める控訴人の本訴請求は、その余の判断をまつまでもなく正当であり、これを棄却した原判決は失当であって、

本件控訴は理由があるから、民法三八六条に従い、原判決を取り消して本訴請求を認容することとし、訴訟費用の負担につき民法九六条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第三部

佐藤 修市

裁判長裁判官

白井 幸夫

裁判官

裁判官  
植田智彦

右は正本である。

平成九年一月二八日



永井眞



最高裁判所  
第三部  
書記官  
永井眞  
印